

令和 5 年度第 1 回 飯舘村環境回復検討委員会
議事録

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 14 日(木) 13:30~14:15
- 2 場 所 飯舘村役場第 1 委員会室他オンライン開催
- 3 出席者

委員：塚田祥文 委員長(福島大学)
秋光信佳 副委員長(東京大学)
林誠二 委員(国立環境研究所)
万福裕造 委員(農業・食品産業技術総合研究機構)、
長正増夫 委員(行政区長会 会長)

オブサーバー：(環境省福島地方環境事務所)

中村祥 環境再生課長
吉田宗史 環境再生係長
半谷正弘 環境再生課専門官
高野浩克 県北支所支所長補佐

飯舘村

佐藤正幸(村づくり推進課長)
三瓶真(産業振興課長)
高倉常成(農政第二係長)
齋藤博史(企画定住係長)
高野琢子(企画定住係主査)
今井一起(農政第二係主査)

4 配布資料

資料 1 飯舘村環境回復検討委員会の目的について
資料 2-1 帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組
資料 2-2 環境省資料
参考資料 1 長泥行政区現況図

5 議事

(1) 飯舘村環境回復検討委員会の目的について(事務局より、資料 1 の説明)

(委員長)

これまでの除染検証委員会を改め環境回復検討委員会という事で名称が変更になった。名称の変更から見てもこれまでは放射線の低減化に向けた改善が一番だったが、今後は、それを踏まえもう少し広く解釈して飯舘村の環境を回復するためのバックアップする委員会と少し拡充される雰囲気だと認識した。

(2) 今後の環境回復に向けた協議等について(事務局より資料 2-1.2 の説明)

(委員長)

この件については、昨年度説明があった土地活用スキームの中の 1 つは、公園として活用する地域、もう 1 つは、工場として活用する地域の 2 つがこれまで説明があった。

これに新たに加え、農地も少し入って来る説明があったと思う。ここまでの概要の説明。では質疑に入る。

(委員)

外縁部除染の実施された農用地の土地活用での解除という事で、除染の内容をもう一度確認するが、表の削り取りに加えハッチングの部分について客土は実施されているか、客土は実施されていないかを伺う。

(事務局)

表を削り取った上で客土まで実施している。

(委員長)

- ① 空間線量が毎時 3.8 マイクロシーベルトを超えないようになっているが、3.8 の根拠として「室内・室外」とともに 16 時間だと思う。工場での作業が長時間に及ぶ場合には十分 0.4 という遮蔽を含めた線量になっている事が大切なので、次回の委員会までに確認していただきたい。
- ② 資料 2-2 除染直前直後の結果について
最大の線量が、高さ 1 メートルで直前 2.90 直後 2.69 とあまり変化がない、おそらく周りが斜面に囲まれてる場所と思われる。
除染しても下がらないところについてはどういう場所なのか次回教えて頂きたい。
他のところは、除染する事によって平均に下がっているが下がってないところの確認いただきたい。
- ③ 資料 2-1 3 ページ 2. の後に (3) が抜けているのではないか。(4) のところで (3) に掲げると記載されてが、どこを指すのか確認いただきたい。

(事務局)

(上記①について回答) 工事建屋内の 0.4 マイクロ以下の確認ですが現在、工場が建設中のため厳密に工場内の線量測定が出来ない状況にある。一方で昨年度の線量測定結果は随時共有させて頂き今回追加したいところも含めあわせ線量の数値は寄与され資料として提出して頂きたいと述べる。

(環境省)

(上記③について説明) 住民の放射線の防護対策について記載で解除される土地である。

基本的に工場は別として住民の立ち入りが自由である、また住民の安全安心

にそのような取り組みをしっかりとやっていくといった内容が記載されている事を説明。

(委員長)

了解した。いきなり(3)出てきたので説明を求めた。

(環境省)

指摘のあったモニタリングの細かい状況については確認するすが、基本的には山林側の測定に該当する箇所線の量が低い状況にある。

山林除染は、宅地や増地と比較して低減率が一般的に低くなってしまう。飯舘村も含め多くの所でも宅地・農地については、平均で7割低減ほどケースが多い、山林については、そこまで低減出来てない。

最大の線量が、高さ1メートルで直前2.90となる理由については、あらためて確認し次回までに回答する。

(委員)

塚田先生のご指摘の部分はチャットに原文を置いたのでご確認いただきたい。

おそらく抜粋文章だと思う。

(環境省)

次回、実際現場視察も予定しているので、よりわかって頂けると思う。

(3) 今後のスケジュール(案)についての説明 (事務局より説明)

(事務局)

R6年度は3回～4回、場合によっては状況に応じて開催する事も考えている。最終的には、R7年度1月に意見と報告をまとめたい。

次回については、5月下旬～6月上旬 環境省のデータも含めながら一度現地視察をしながら会議を進めて行きたい。出来るだけ早目に委員の先生方には日程調整等のお願いする。(塚田委員長)

5月から始めて、最終は来年の1月にまとめに入るとの説明があった。先生方の日程も立て込んでいる事から早目の調整を再度お願いする。

(4) その他

(事務局)

スケジュールに関連する説明「資料2-2」環境省からの説明の中で今後のモニタリングの測定結果提示時期が6月上旬になっているが、村からの依頼事項として会議を5月に計画したいと考えていることから開催に間に合う対応をお願いしたい。

(環境省)

内部で相談し間に合あわせるよう努力する。

(委員長)

村と環境省で相談し、日程に合うよう準備を進めてほしい。

(委員)

事務局に確認する。

この環境回復検討委員会の設置要綱第2条の中に(1)環境回復における手法の分析、検証、意見等に関する事。今回は「土地活用スキームに関する検証」「(2)放射線に関する調査等に関する事」に基づき意見をしている。

このほか「(3)前2号に掲げるもののほか、環境回復に関し必要な事項に関する事」とあるが、これは何か村から、もしくは地元から、出て来た必要な事案、これがなければこの委員会は開催されない位置付けなのか。

それとも長泥は今、帰還困難区域の中の一部解除されているが、解除されていない地域の事もこの中で多少意見交換すると言う事なのか、その仕切りを伺いたい。

(事務局)

この委員会については、状況次第ではあるものの四半期に一度程度の定期的な開催を考えている。

(事務局)

(3)の前2号に掲げるもののほかについては、避難指示解除がまだされていない地域についても避難指示解除に向けて検証をお願いする部分もあるため検討をお願いしたい。

現時点では、それ以外の案件が具体的にないため当面は村長の挨拶にあった長泥の2点に関して、情報収集等しながら先生方に内容を検証していただく。

更に環境回復のなかで必要な事項が出た時、検討をお願いする場合もある。今のところ7年の1月をめどに検証をお願いしたいと考えている。

(委員長)

除染した地域の提言と場合によって今後進むかも知れない帰還困難区域に関する事項も取り上げるということか。

(事務局)

そのとおり。

以上